

(改定前)

ヒートアイランド対策大綱の主な追加・変更点

(改定後)

別紙2

【ヒートアイランド対策の推進】

(人工排熱の低減)
 ・家電製品等の省エネラベリング制度の普及
 ・省エネルギー措置の届出を大規模建築物を対象に義務化



一層の取組強化
 ・新たに小売事業者による統一省エネラベルの追加導入
基準見直し
 ・省エネ法における住宅・建築物の省エネ基準の見直し
新たな取組
 ・地方公共団体の再生エネルギー・未利用エネルギー導入促進のための実行計画の策定支援 等

(地表面被覆の改善)
 ・都市計画等での緑化地域制度等の活用



具体施策の推進
 ・地区計画等緑化率条例制度や緑地協定制度等既存制度の活用推進

(都市形態の改善)
 ・都市緑地保全法等の改正による施策導入



具体施策の推進
 ・行為の制限等で都市緑地を保全する特別緑地保全地区制度等の推進
新たな取組
 ・エコまち法による、都市機能の集約化とそれに合わせた公共交通機関の利用促進を軸とした低炭素まちづくりの推進

(ライフスタイルの改善)
 ・冷暖房の温度の適正化、再生エネルギーの普及



施策の多様化、対象の拡大
 ・クールビズの普及、打ち水等の取組推進 等

新たな取組(適応策の推進)
 ・地公体の緑のカーテンの取組の情報収集及び提供
 ・気象データから暑さ指数の算出、速報値の提供
 ・適応策取組普及のため、効率的な実施方法等の明確化

【観測体制強化・調査研究の推進】

・大都市圏を中心に土地利用状況を10mメッシュで調査
 ・建築物の色・材質等による対策の効果を検証



技術向上
 ・人工衛星による新たな観測手法の開発。土地利用データの整備の推進。
数値シミュレーションモデルの精緻化
 ・調査対象の拡大や、高解像度化、天候によらない調査の実施
新たな取組
 ・震災等によるエネルギー需給変化を踏まえた熱環境の把握手法の開発